

西宮市 100 周年記念冊子・コンテンツ制作業務 企画提案競技募集要領

1 目的

西宮市の市制施行100周年（以下、「100周年」という。）を記念する冊子及びコンテンツを制作する業務において、専門的な知識と技能を有する民間事業者に委託することにより、100周年に相応しい内容かつ様々な方が多様な形で楽しむことができる新しい形の”記念冊子”を作り出すことで、100周年の喜びや期待を市民の皆様とより一層共有することを目的とする。

2 業務名

西宮市 100 周年記念冊子・コンテンツ制作業務（業務委託）

3 業務の概要

（1）業務内容

別紙「西宮市 100 周年記念冊子・コンテンツ制作業務 特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（2）選定方式

公募型企画提案方式

（3）履行期間

業務委託：契約締結日翌日（令和6年5月中旬）から令和8年3月31日（火）まで
履行期間の支払いについて、令和6年度分は完了後一括払い、令和7年度分は毎月末払いとする。

※令和6年度は冊子の制作・製本、及び電子コンテンツの構築がメインとなり、令和7年度は電子コンテンツの運用保守がメインとなる。詳細は仕様書のとおり

（4）契約予定上限額（予算上限）

令和6年度：8,000,000円（税込）以内

令和7年度：4,000,000円（税込）以内

合計：12,000,000円（税込）以内（最低基準額（非公表）あり）

提案額は、総額及び年度別の明細を見積書に明示すること。

※令和6年3月定例会において、令和6年度当初予算案が可決されることを前提としての募集となるため、当初予算が成立しない場合は本業務の契約ができないことに留意すること

4 企画提案競技スケジュール

(1) 西宮市ホームページへの掲載により公募開始	令和6年2月21日(水)
(2) 質問書の提出期限	令和6年3月6日(水) 17時(必着)
(3) 質問書の回答期限	令和6年3月13日(水)
(4) 企画提案書の応募期限	令和6年3月26日(火) 17時(必着)
(5) プレゼンテーション	令和6年4月5日(金) (時間は別途通知)
(6) 契約の相手方となる候補者の決定	令和6年4月10日(水) (決定次第、通知)

5 応募要領

(1) 応募資格

ア 令和5年度指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

※登録されていない場合は、法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税、地方消費税および本市の市税(西宮市内に本店(本社)がある場合に限る)に未納がある者(地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く)でないこと

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。

エ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる者でないこと。

カ 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。

キ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティに係る社内ルールや法令順守の仕組みが確立されていること。

ク 複数の事業者による共同体での参加も可能とするが、その場合は、参加するすべての事業者がア~キの条件を満たしていること。

※共同体の場合、契約は参加事業者ごとではなく、共同体として一括で行うこととする

(2) 応募手続

企画提案競技への参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案参加申込書兼誓約書(様式第1号)

② 共同体構成事業者一覧(様式第2号) ※共同体の場合のみ

③ 会社等概要書(パンフレット等)

④ 業務実績申告書(様式第3号)

⑤ ④の実績を証明する資料(可能な範囲で)

⑥ 企画提案書(様式自由)

⑦ 見積書(様式自由:上記3(4)の内容を明示すること)

⑧ 納税証明書(※令和5年度指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ)

・法人税及び消費税等について未納税額のない証明、

- ・西宮市内に事業所を有する場合：完納証明書

イ 提出部数

- ・上記①から⑧をA4ファイルに綴じたもの3部（⑧については最低1部原本があれば、残りは写しでも構わない）
- ・⑥を同様に綴じたもの7部

※複数の事業者による共同体での参加の場合は、②を代表となる事業者が作成のうえ、

- ①、③、④、⑤、⑧については参加する事業者がそれぞれ作成すること

ウ 提出期限

令和6年3月26日（火）17時（必着）

- ・持参の場合は、事前に担当者に連絡した上で、月曜日から金曜日の9:00から17:30に西宮市政策推進課の周年事業チームに提出すること。
- ・郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

エ その他

- ① 提出された書類は、今回の応募内容の審査目的以外に使用しない。
- ② 応募にかかる費用は事業者の負担とする。提出された応募書類等は返却しない。
- ③ この要領に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となる。
- ④ 質問がある場合は、様式4を利用して令和6年3月6日（水）までにE-mailで行うこと。質問に対する回答は西宮市ホームページにて随時公表し、最終的に令和6年3月13日（水）までにはすべてを回答する。
- ⑤ 提出様式の大きさは上記A4判に合わせ、A3のものは折り込みすること。
- ⑥ 閲覧等に支障がなければ、両面印刷も可能とする。
- ⑦ 企画提案書はページ番号を付し、30ページ以内とすること。
- ⑧ 見積書は、提案総額を明示するとともに、年度別の詳細金額を見積書に明示すること。
- ⑨ 提出書類は、必要に応じて複製を作成するものとする。
- ⑩ 公文書公開請求があった場合、提出された書類は公文書に該当し、その全部または一部を公開する場合がある。
- ⑪ 本企画提案競技において入手した市の情報等を、本企画提案競技の目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。

(3) 企画提案書の作成要領

企画提案書を作成する際は、別紙「仕様書」に基づき、次のことについて記載すること。

また、後述の「6 審査及び選考等」で定める「審査項目」については必ず提案すること。

ア 本業務の実施方針

イ 本業務の実施体制

(業務統括責任者や業務従事者の体制表、人数、連絡ルート、各者の業務実績等)

ウ 業務作業スケジュール

エ 業務に関する提案事項

- ・メインパートの内容
- ・深掘りパートの内容
- ・冊子の概要

- ・電子コンテンツの概要
- ・電子コンテンツの工夫、アピールポイント
- ・利用者双方向要素の内容（写真収集企画 他）

オ 運用・保守の内容及び体制

カ 事業者の責務（法令等遵守、情報セキュリティの考え方及び個人情報の適正な管理等）

6 審査及び選考等

(1) 選考の方法

選定評価基準に基づき、応募者からの企画提案内容について、提出書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションにより審査する。

プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいたものとし、1者当たり20分以内とする。プレゼンテーション後、西宮市よりその場で適宜ヒアリングを行う。パワーポイント等を使用した映像によるプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーション用のデータを保存したパソコンを持参すること（当日は、西宮市でディスプレイ、HDMIケーブル、電源タップを用意します）。

プレゼンテーションの日時については、別途、応募者に通知する。また、出席者は5名以内とし、業務監督者の出席を必須とする。

(2) 審査項目及び審査方法

【審査項目】

	審査項目	採点割合
1	基本情報	25 / 210
2	コンテンツ内容等	115 / 210
3	電子コンテンツ	40 / 210
4	運用・保守	30 / 210

【審査方法】

※配点が20点の場合は2倍、5点の場合は0.5倍

最良	10	特に優れている
良	8	優れている
普通	6	平均的・普通
やや劣る	4	平均よりやや劣る
劣る	2	劣っている
提案無し	0	提案無し

(3) 審査基準

項目	評価項目	評価事項	配点
基本情報	本業務に類似する業務の実績	本業務を確実に履行できるに足る業務実績を有するか	10
	業務体制の充実	業務を確実に機動的に遂行するために十分な知識と経験を持った人員体制を確保しているか	5

	業務理念の理解度	西宮市 100 周年及び、本業務の理念を理解できているか	5
	費用対効果	見積もり額に対して、良い内容の提案ができているか（参加者内での相対評価。参加者が 1 者の場合は配点中央値の 3 点とする）	5
コン テン ツの 内容 等	【メインパート】記念冊子・コンテンツとしての内容	自治体の周年を記念するにふさわしい内容になっているか	20
	【メインパート】写真資料としての内容	後世に残す写真資料としてふさわしい内容になっているか	20
	【メインパート】まちあるきを促進できるか	まちあるきを促進できるような内容になっているか	10
	【深掘りパート】興味を惹く内容か	追加で公開する意義を持つ内容になっているか	10
	【深掘りパート】メインパートを補完・拡張するものか	メインパートの内容と関連性を持ち、それらを補完・拡張する内容になっているか	10
	紙の冊子の構成	紙の冊子のページ構成として、分かりやすく偏りのない構成になっている	10
	ダイジェスト冊子や、深掘りパートの印刷について	深掘りパート等の電子コンテンツの印刷利用について、具体的に提案されているか	5
	ゆかりの著名人に関する企画	他のコンテンツとバランスを取りつつも、興味を惹けるような企画になっているか。当初の想定がうまくいかなかった場合のプランも提示されているか	10
	利用者との双方向的な取り組み	利用者との双方向的な取り組みの評価（写真収集企画は必須）	10
	幅広いターゲットを意識しているか	全体として老若男女が楽しめ、興味を持てるような内容になっているか	5
若い世代・子供も楽しめるか	市内の若い世代や子供がこの冊子・コンテンツをきっかけに西宮市に興味を持ってもらえるような要素はあるか	5	
電子 コン テン ツ	仕掛けの面白さ	電子コンテンツでの工夫や遊びの部分について、直観的に「おもしろそう」や「使ってみたい」と感じるような内容になっているか	20
	仕掛けの実用性	電子コンテンツでの工夫や遊びの部分について、当該コンテンツ全般を利用するうえで、効率的に機能しているか	20
運 用・	セキュリティ面・安定性の評価	サーバ等の実行環境を含む電子コンテンツ全般について、仕様書や参考資料で示した要	10

保守		件を理解し、遵守したものになっているか	
	柔軟性・継続性	一般的に想定されるトラブル等への対応が網羅されており、スムーズかつ持続的な運用を想定できる内容になっているか	10
	引継ぎ性	本業務の終了後も、できる限り西宮市の既存環境でコンテンツや資料を公開・活用できるように、工夫や配慮がされているか	10
総合計			210

審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーションによる審査により総合的に採点し候補者を選定する。その際、提案した見積額は、その後の契約行為において本市と協議の上、確定するものであり、提案見積額がそのまま契約額になるものではない。ただし、増額の場合は根拠を説明のうえ、西宮市の承諾を得ること。また、契約予定上限額を越えないこととする。

(4) 契約の相手方となる候補者の選定

企画提案書の内容とプレゼンテーションを選定委員が審査した結果、最高得点を獲得した応募者を契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、最高得点獲得者が複数あった場合は、選定委員会の決議により選定する。

なお、応募者が1者の場合、各審査項目の評価点に基づき選定委員会において審査を行う。その際、一定以上の得点を獲得しなければ、選定委員会において契約候補者として選定しない。

(5) 選考結果の通知等

結果については、プレゼンテーション参加応募者全員に文書で通知する。

(6) 契約締結について

契約候補者として選定された事業者は、企画提案書をもとに西宮市と協議を行い、実際の業務内容等について決定し、所定の手続きを行ったうえで西宮市と契約を締結する。選定から契約締結までの期間はおおよそ一か月である。

(7) 失格及び無効事由

次の要件のいずれか一つに該当する場合は、失格及び無効とする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載を行なった場合
- ウ 提出書類の不足があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- オ 見積書の金額（税込）が契約予定上限額と最低基準額の間でない場合
- カ 企画提案内容の評価において1項目でも提案がない場合

7 提出先、問合せ先

西宮市役所 政策推進課 周年事業チーム

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所4階

(執務時間 月曜～金曜 9時～17時30分 ※祝日除く)

TEL : 0798-35-3125

電子メール：2025-100th@nishi.or.jp

(E-mail は質問やその他問い合わせ用であり、応募は受け付けていないので注意すること)

(提出は、郵送または持参によるもののみとする。)

以 上